

重 力		議 義
提 出 者		県議会・県政改革特別委員会
提 出 年 月 日		平成23年12月14日
種 類	決 議	
件 名	生月大橋等有料道路の料金徴収業務等に関する決議	
要 旨	<p>本県議会では現在、「県議会・県政改革特別委員会」を設置し、「県政改革の推進に資する対策」、「県議会改革の推進に資する対策」及び「県議会の政策立案の推進に資する対策」の3つを付議事件とし、議会改革及び県政改革に向けて取り組んでいる。</p> <p>その柱の一つである「県政改革の推進に資する対策」のうち、「政策決定過程・計画決定過程の透明性・合理性・有用性等の検証と改善策及び議会の関与の在り方」について、「有料道路事業」をケーススタディとして取り上げ、これまで委員会において5回に及ぶ審査を継続してきたが、改善の必要がある事象が見受けられる。</p> <p>よって、知事におかれては、県政の改革に資するべく、以下の3項目について十分な対応を行うよう、強く要望する。</p> <p>なお、県議会においてもこのような事例に関しては、今後、特に慎重な審査を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 長崎県道路公社においては、料金徴収業務について随意契約を指名競争入札に移行することにより競争性の発揮による経費削減を図ることができたにもかかわらず、契約方法を変更することについて同じ有料道路にあってバランスを欠いた取扱いが平然となされてきた。</p> <p>よって、県はもとより他の公社及び外郭団体においてもかかる不公平で不自然な取扱いが今後なされないよう、契約全般を再度点検するとともに、徹底的に経費削減を行うよう努めること。</p> <p>2. 長崎県道路公社の生月大橋に係る料金徴収業務については、離職者対策という大義名分の下、特定の業者（生月道路サービス）と随意契約を継続させてきたが、1で記載するように競争性の発揮による経費削減が行えるところを放置して受託者に便宜を図ってきたと県民から疑われてもいたしかたない運営がなされてきた。</p> <p>蓋し、当初同じ離職者対策が講じられた大島大橋では随意契約を指名競争入札に移行したにもかかわらず生月大橋ではそのようにしなかったこと、平戸大橋と同様の夜間自主投入を実施しなかったこと等から、そのように窺知される。</p> <p>よって、今後、県民からいかなる疑念を持たれることのないよう、県はもとより他の公社及び外郭団体においても透明性かつ平等性を確保した業務改善に努めるとともに、執行体制についても専門性がより発揮できるよう十分配慮すること。</p> <p>3. 有料道路の無料化に至る政策決定過程において、大島大橋については平成22年6月定例会まで無料化が困難である答弁を繰り返してきたが、急遽、方針転換し、平戸大橋及び生月大橋についても、突然、無料化を政策決定した。</p> <p>よって、今後、県議会に対する丁寧な説明を心がけ、政策決定過程の透明性をより高めるような手続を踏むこと。</p> <p>なお、矢上大橋を始めとする有料道路の無料化の検討については、一貫した取扱いを行うこと。</p> <p>以上、決議する。</p>	
提 出 先		